

平成 26 年兵庫県立大学大学院地域資源マネジメント研究科規程第 2 号

地域資源マネジメント研究科教授会規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、兵庫県立大学組織規程（平成 25 年公立大学法人兵庫県立大学規程第 1 号）第 9 条及び兵庫県立大学教授会規程（平成 25 年公立大学法人兵庫県立大学規程第 78 号）第 2 条に定めるもののほか、地域資源マネジメント研究科教授会（以下「教授会」という。）の組織及び運営に関して必要な事項について定めるものとする。

(組織)

第 2 条 教授会は、地域資源マネジメント研究科に所属する専任教員をもって組織する。

(議長)

第 3 条 教授会に議長を置き、地域資源マネジメント研究科長（以下「研究科長」という。）をもって充てる。

2 議長は、教授会を主宰する。

3 議長に事故があるとき、又は議長が欠けたときは、あらかじめ議長の指名する者が、その職務を代理する。

(会議)

第 4 条 教授会は、研究科長が必要と認めたとき、又は構成員の 3 分の 1 以上から要求があったときに、研究科長が招集する。

2 教授会は、構成員の 3 分の 2 を越える出席がなければ、会議を開くことができない。

3 教授会の議事について採決を必要とするときは、この規程に別に定めるもののほか、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 第 2 項にかかわらず、第 5 条第 2 項第 5 号及び第 6 号に関する事項については、第 2 条で定めた構成員の 3 分の 2 以上をもって定足数とする。

(審議事項)

第 5 条 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

(1) 学生の入学、卒業及び課程の修了

(2) 学位の授与

2 教授会は、前項各号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定める次に掲げるものについて、学長が決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

(1) 教育課程の編成

(2) 学生の履修

(3) 学生の在籍に関する事項(退学、転学、留学及び休学を除く)

(4) 学生の懲戒処分

(5) 研究科長候補者の推薦

(6) 教員の採用及び昇任候補者の教育研究業績等の審査

3 教授会は、前2項に規定するものほか、学長及び研究科長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、並びに学長及び研究科長の求めに応じ、意見を述べることができる。

(構成員以外の者の出席)

第6条 議長が必要と認めた場合は、教授会の同意を得て、構成員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(会議の運営)

第7条 教授会は、原則として毎月1回定例会を開くものとする。

2 研究科長は、必要があると認めた場合は、臨時会を開くことができる。

3 教授会は非公開とする。

4 教授会に議事録を備え、議事進行の過程及び審議事項を記入し、次回の教授会においてその確認を受ける。

5 議事録は、研究科長が保管し、構成員の要求があるときはこれを提示するものとする。

(庶務)

第8条 教授会の庶務は、豊岡ジオ・コウノトリキャンパス経営部学務課において行う。

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか、教授会の運営に関して必要な事項は、教授会の意見を聴いた上で研究科長が定める。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月31日改正)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。